

6. 避難所における支援

(1) 避難誘導の手段・経路

災害発生時や避難情報を発表・発令した場合、避難支援登録者については、個別支援計画に基づいて支援者と地域住民が連携して避難誘導をおこないます。それ以外の災害時要援護者については、近隣関係にある市民どうしの日頃からの人と人とのつながりにより避難を促すことを基本とします。

このため、平常時から町会（自治会）、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、行政などの役割分担を明確にしながらか連携して対応することが大切となります。また、災害時要援護者自身が、日頃から避難所までの避難経路の確認に努めることも重要です。

(2) 避難所の種類

① 一時的な避難場所

災害発生時に一時的な集合場所としたり、本市が指定する一時避難地や広域避難地、避難所、福祉避難所まで避難することが難しいときに避難する場所であり、町会（自治会）など地域で独自に決めた地域内の集会所や広場などがこれにあたります。

② 避難所等（避難所補完施設・一時避難地・広域避難地を含む）

災害発生時やそのおそれがある際に、地域住民が一時的に避難生活を送ることが可能な施設として市が地域ごとに指定した施設であり、学校や公民館、公園・広場、その他の公共施設がこれにあたります。

③ 福祉避難所

災害時要援護者が、一般の避難所や避難地で避難生活をおこなうことが困難であり、特別な配慮を必要とする場合に市が開設する避難所で、本市では市民福祉センターを二次的な避難施設として選定しています。必要時に開設し、本人と介護者が避難生活を送ることができます。

④医療機関・福祉施設

災害時要援護者が、福祉避難所でも避難生活を送ることが困難であり、継続的な医療・福祉サービスを必要とする場合は、一時的に医療機関への緊急入院や福祉施設への緊急入所をおこないます。

(3) 避難所等における支援

災害時要援護者の特徴やニーズは一人ひとりの対象者によって異なり、一律的なものではないことから、避難所等における支援対策においても環境整備が必要となります。

また、災害時要援護者のニーズを把握するため、避難所で相談を受け付けることが求められます。さらに、避難所での情報提供の際、視覚障害や聴覚障害のある人、日本語が理解できない外国人などについては、情報伝達方法に特段の配慮が必要です。

なお、避難生活が長期化する場合は心身の健康管理や健康相談などをおこないながら、必要に応じて福祉避難室の設置や福祉避難所等への移送が必要となります。

①相談窓口の設置

災害時要援護者の支援ニーズは一人ひとり異なり、また心身の状態等によっても異なることが考えられます。このことから、本市は、支援ニーズを迅速かつ正確に把握するために専門の相談窓口を設け、民生委員・児童委員や地区福祉委員会、地域包括支援センターなど福祉関係者、支援者の協力を得て避難所での相談体制を整えます。

②情報提供

避難所では情報が不足することにより災害時要援護者が必要以上に不安を抱くことが想定されることから災害や避難生活に関わる情報を的確に提供する必要があります。

このため、本市は情報提供にあたって、災害時要援護者一人ひとりの心身の状態等に配慮し、紙媒体や音声・文字・手話などさまざまな方法を用いて実施します。

また、掲示物や紙媒体での情報提供では、文字を大きくしたりイラストを用いるなどして、子どもから高齢者まで、だれもがわかりやすい表示に努めます。

③福祉避難室の設置

災害時要援護者が避難所での集団生活が困難である場合、応急的措置として避難所の教室・保健室等を活用し、要援護者のための区画されたスペースを用意し、福祉避難室として対応することを検討します。

④福祉サービスの継続

災害時要援護者は、避難所生活においても生活を維持するために福祉サービスが必要となります。このため、本市は関係機関や福祉施設・サービス事業所等と協力し、適切な福祉サービスを確保・継続できるように努めます。

⑤こころのケア

被災した体験や慣れない避難所での生活が続くことにより、身体的な疲労はもとよりストレスの蓄積により体調の変化や心的外傷後ストレス障害（PTSD）への進行が懸念されることから、本市は、専門家の協力を得ながら災害時要援護者のこころのケアに向けた相談に努めます。

⑥健康管理

避難所生活は、避難者や支援関係者など多くの人たちが出入りすることから、災害時要援護者の健康管理のほか、栄養対策、感染症対策、食中毒対策などの予防対策が大切です。このため、本市は、関係機関と連携しながら効果的で継続的な保健活動をおこないます。

⑦避難所以外の災害時要援護者への支援

被災した災害時要援護者のなかには、他人との共同生活が難しいなどの理由から避難所外の自家用車や自宅敷地内で避難生活を送る人が出てくるものと予想されます。このため、本市は関係団体・事業者等と連携し、こうした避難生活を送る要援護者の所在や支援ニーズを把握し、必要な情報提供や各種の調整を図るなど、適切な対応に努めます。

⑧福祉避難所・医療機関等への移送

本市は、障害の重度化や合併症の予防等の観点から、医師、歯科医師、看護師、保健師、薬剤師等の協力を得て、健康状態の確認や相談に応じながら、その結果によっては福祉避難所や福祉施設、医療機関への移送を検討します。

(4) 福祉避難所

①福祉避難所とは

大規模な地震や津波、土砂崩れ、豪雨災害など災害救助法が適用されるような大規模災害が発生した場合に、避難所等での生活が困難で特別な配慮を必要とする災害時要援護者を対象に設置する避難所で、本市では市民福祉センターを福祉避難所として選定しています。

②受入対象者と支援内容

避難所等での生活が困難な高齢者や障害のある人などの要援護者本人と、本人を介助する家族（必要最少限の人数）が対象となります。

本市は、福祉避難所で要援護者の状態に応じた居室の提供、情報伝達、相談対応、支援物資の提供などをおこないます。

なお、福祉避難所の施設配置や支援内容のあり方については、災害時要援護者や支援者など市民とともに今後検討を進めていくものとします。

③平常時および災害時の対応

《平常時の対応》

平常時においては、災害時要援護者や支援者など市民に対し、市民福祉センターが災害時の福祉避難所となることを広く周知に努めます。

《災害発生時の対応》

福祉避難所として指定されている施設（市民福祉センター）の被害状況を確認し、受入可能人数をとりまとめると同時に、避難所等での生活が困難な高齢者、障害のある人などの状況を確認し、福祉避難所開設の判断をおこないます。

福祉避難所を開設するために、災害時要援護者受け入れのためのスペースの確保、供与が可能な設備・備品・必要物資の準備、移送手段の確保など、支援体制を整備します。